

# 行政報告資料

## 令和7年度 全国安全週間説明会

安全衛生管理水準の向上を目指し、  
松山第14次労働災害防止計画の目標達成！

令和7年6月6日

松山労働基準監督署 安全衛生課

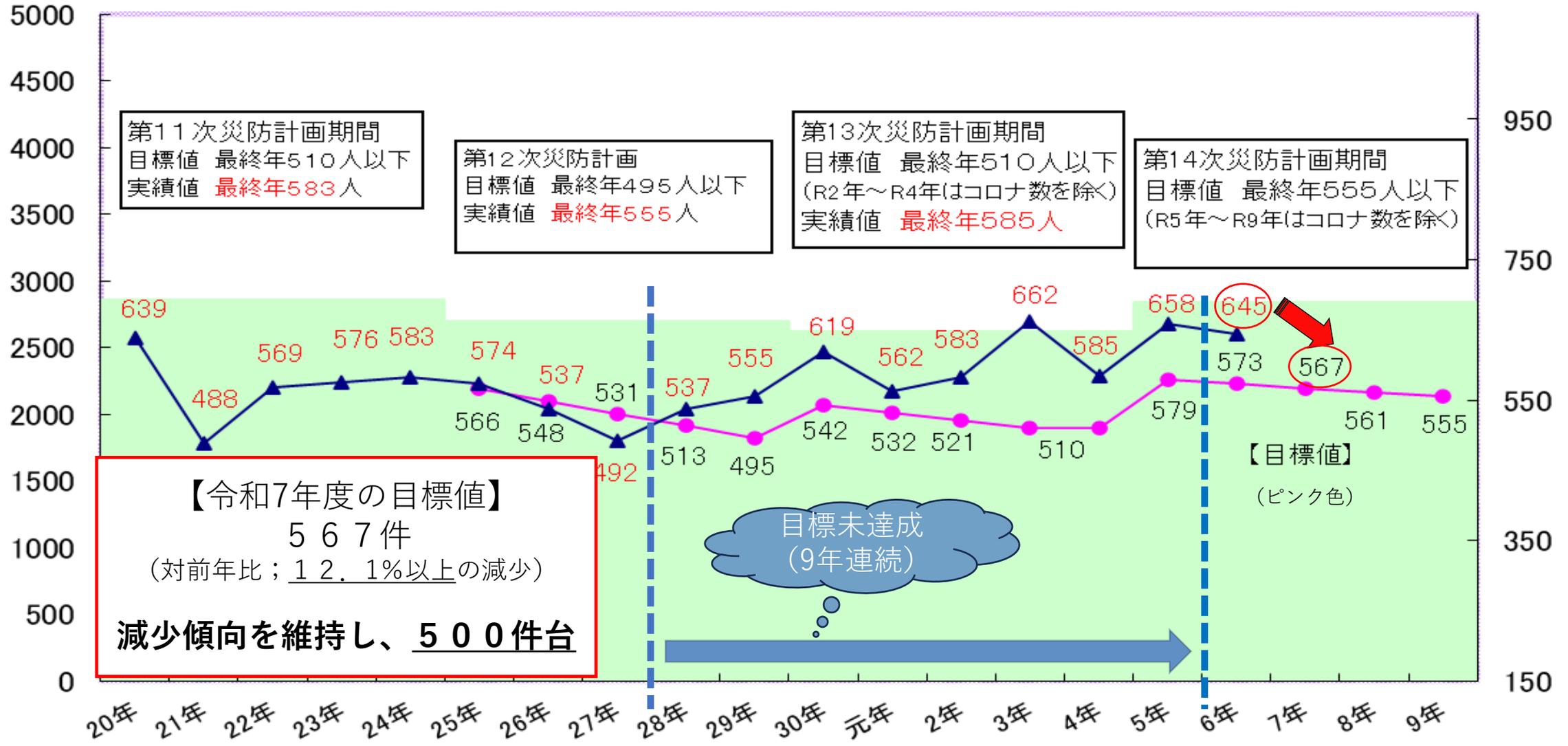
# 目次

## (1) 松山第14次労働災害防止計画の進捗状況

(2) 安全衛生行政に係るトピックス

(3) まとめ

# ① 松山第14次労働災害防止推進計画における労働災害の推移



平成9年までは労災保険統計の数値によるものであり、平成10年以降は労働者死傷病報告統計の数値によるものである。

# 目次

(1) 松山第14次労働災害防止計画の進捗状況

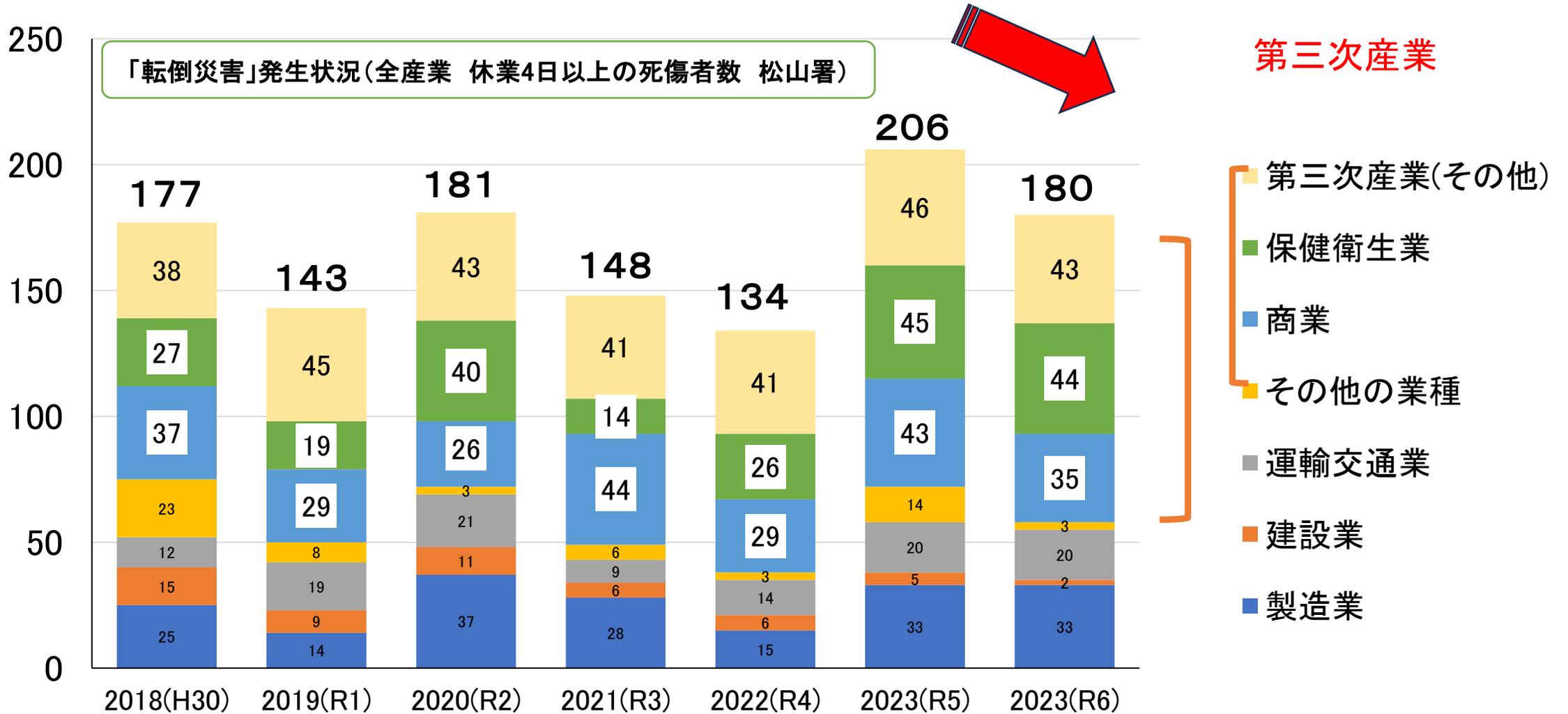
**(2) 安全衛生行政に係るトピックス**

(3) まとめ

# ① 転倒災害防止- 1

## 1. 主要業種別転倒災害発生状況の推移

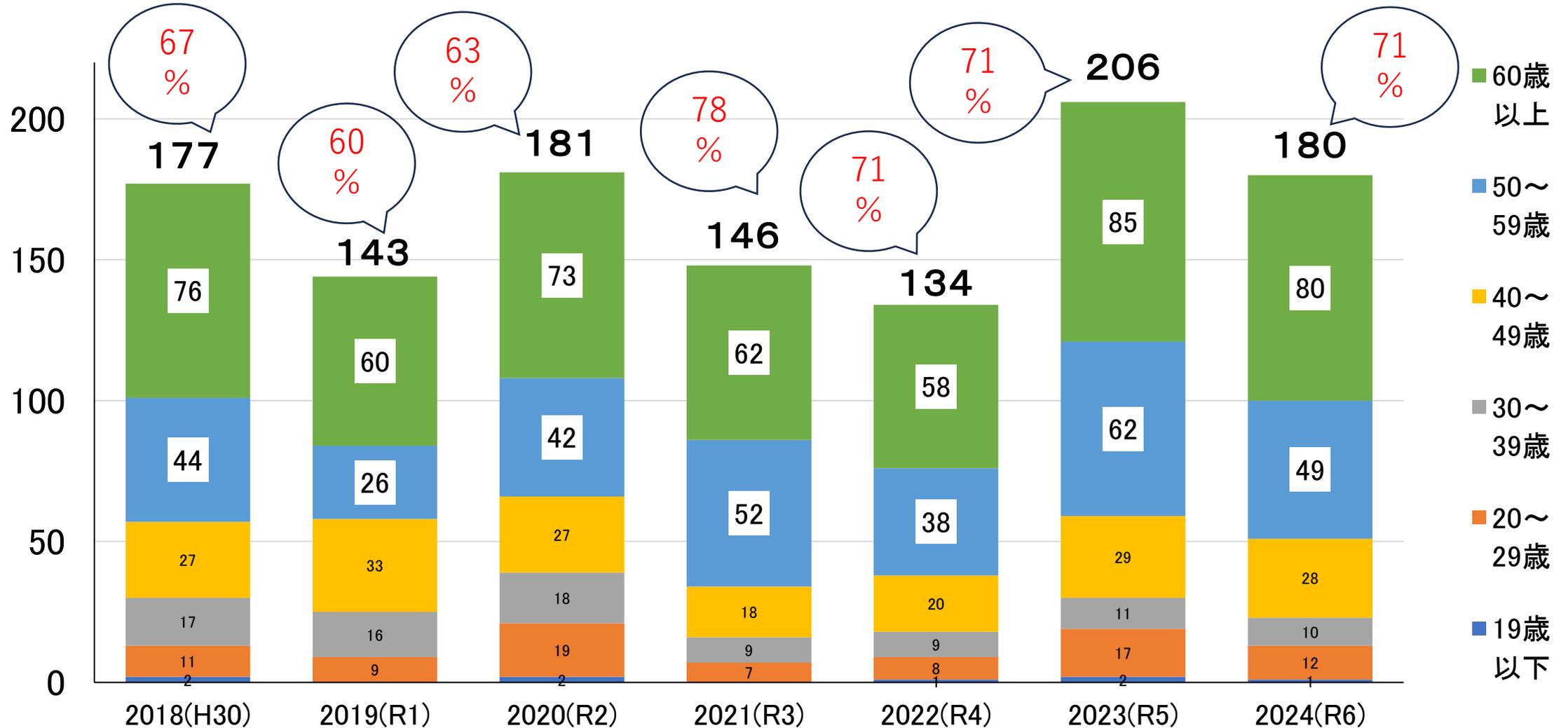
**12.6%の減少！！**



# ① 転倒災害防止- 2

## 2. 年齢階層別転倒災害発生状況の推移

転倒災害のうち、50歳以上の労働者の占める割合は減少していない！！



# ① 転倒災害防止-3

## 労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています  
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じる必要があります

### 「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒  
 > 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入（★）
- 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒  
 > バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底
- 通路等の凹凸につまずいて転倒  
 > 敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消
- 作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒  
 > 適切な通路の設定  
 > 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒  
 > 設備、什器等の角の「見える化」
- 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒  
 ※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い  
 > 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

### 「滑り」による転倒災害の原因と対策

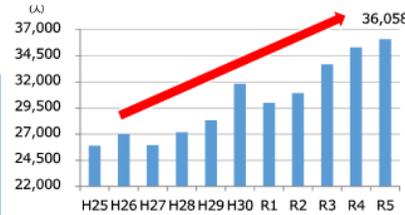
- 凍結した通路等で滑って転倒  
 > 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する（★）
- 作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒  
 > 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。  
 （清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放の徹底）
- ウェットエリア（食品加工場等）で滑って転倒  
 > 滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）  
 > 防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工（★）  
 > 隣接エリアまで濡れないよう処置
- 雨で濡れた通路等で滑って転倒  
 > 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う

（★）については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」を利用できます

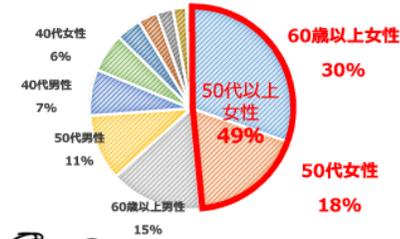
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

## ⚠️ 職場で転倒して骨折（転倒災害）

### 転倒災害は増加の一途



### 性別・年齢別内訳（令和5年）



### 転倒災害による平均休業日数（令和5年）

**48.5日**

※労働者死傷病報告による休業見込日数

よくある転倒の原因と対策

### 転倒リスク・骨折リスク

- > 加齢とともにすべての人が、転びやすくなります  
 ✓ いますぐ「転びの予防 体力チェック」
- ✓ 「毎日かんたん！ロコモ予防」
- > 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します

- ✓ 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- ✓ 骨粗鬆症予防も一緒に！「骨活のすすめ」



職場のあんぜんサイト  
転倒災害防止  
専用サイト

# ①転倒災害防止- 4

## 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

**転倒等リスク評価セルフチェック票**

### I 身体機能計測結果

① 2ステップテスト（歩行能力・筋力）  
あなたの結果は  cm /  cm(身長) =   
下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
結果/身長	~1.24	1.25~1.38	1.39~1.46	1.47~1.65	1.66~

② 座位ステップテスト（敏捷性）  
あなたの結果は  回 / 20秒  
下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(回)	~24	25~28	29~43	44~47	48~

③ フังก์ショナルリーチ（動的バランス）  
あなたの結果は  cm  
下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20~29	30~35	36~39	40~

④ 閉眼片足立ち（静的バランス）  
あなたの結果は  秒  
下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1~17	17.1~55	55.1~90	90.1~

⑤ 閉眼片足立ち（静的バランス）  
あなたの結果は  秒  
下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1~30	30.1~84	84.1~120	120.1~

### II 質問票（身体的特性）

質問内容	あなたの回答NO.1	色数	評価	評価
1. 入浴中、足裏が床に当たらず、よけて歩けますか				① 歩行能力(筋力)
2. 両手に比べて片方に負担感がありますか				② 敏捷性
3. 突発的な事象に対する身体反応は早いですか				③ 静的バランス
4. 歩行中、小さい段差に足をつかひ、すべりや転倒はありますか				④ 動的バランス
5. 片足で立ったまま膝下も腰にかけて歩けますか				⑤ 静的バランス
6. 一直線に歩いたときに、腰や足が疲れる感じがしますか				⑥ 静的バランス
7. 靴を履いて歩くと足が痛い感じがしますか				⑦ 静的バランス
8. 電車に乗って、つり革にたよりつかひ、立つておられることがありますか				⑧ 動的バランス
9. 靴を履いて歩くと足が痛い感じがしませんか				⑨ 静的バランス

合計点数 評価表

2~3	1
4~5	2
6~7	3
8~9	4
10	5

① 歩行能力・筋力  
② 敏捷性  
③ 静的バランス  
④ 動的バランス

身体機能計測の評価数字を  
右のレーダーチャートに黒字で記入

III レーダーチャート

評価結果を転記し、線で結びます  
(Iの身体機能計測結果を黒字、IIの質問票（身体的特性）は赤字で記入)

体力チェックの一例 詳しい内容は→

転倒・腰痛防止視聴覚教材  
～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～（動画）

他



### 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱い方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

## ② 高年齢労働者の安全と健康確保対策

### 「令和7年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を補助します。
- 高年齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を交付します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

補助金申請受付期間 令和7年5月15日～令和7年10月31日

【注意】 予算額に達した場合は、受付期間の途中で受付けを終了することがあります



詳細は特設ページで  
確認ください。



安全衛生対策コース名	補助対象
<b>I 総合対策コース</b> ・補助率 4 / 5 ・上限額 100万円 (消費税を除く) <b>NEW</b> <b>→ 詳細は 3 ページ</b>	・労働安全衛生の専門家によるリスクアセスメントに要する経費 ・ <u>リスクアセスメント結果を踏まえた、優先順位の高い労働災害防止対策</u> に要する経費 (機器等の導入、工事の施工等)
<b>II 職場環境改善コース</b> ・補助率 1 / 2 ・上限額 100万円 (消費税を除く) <b>→ 詳細は 3 ページ</b>	・高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費 (機器等の導入、工事の施工等)
<b>熱中症予防対策プラン</b> <b>→ 詳細は 4 ページ</b>	・熱中症の発症リスクの高い高年齢労働者の熱中症予防対策に要する経費 (機器の導入等)

安全衛生対策コース名	補助対象
<b>III 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース</b> ・補助率 3 / 4 ・上限額 100万円 (消費税を除く) <b>→ 詳細は 4 ページ</b>	転倒防止 ・労働者の転倒災害防止のため、専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費 (役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります)
	腰痛予防 ・労働者の腰痛災害の予防のため、専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費 (役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります)
<b>IV コラボヘルスコース</b> ・補助率 3 / 4 ・上限額 30万円 (消費税を除く) <b>→ 詳細は 4～5 ページ</b>	・事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費 (役員を除き、自社の労災保険適用の労働者に対する取組に限ります)

# ③労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の概要

## 改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高年齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

- ① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
- ② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

### 2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

### 3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
- ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。  
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
- ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

### 4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

### 5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

- 高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。等  
このほか、平成26年改正法において改正を行った労働安全衛生法第53条について、規定の修正を行う。

## 施行期日

令和8年4月1日（ただし、1①の一部は公布日、4②は令和8年1月1日、3③は令和8年10月1日、1②の一部は令和9年1月1日、1①及び②の一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3①は公布後5年以内に政令で定める日）

## ④安全衛生対策について個別に相談したいときは

### 中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援を無料で行います。

#### 現場確認

専門職員が2時間程度で**現場確認**と**ヒアリング**を行い、事業場の安全衛生管理状況の現状を把握します。

費用は  
**無料**です！



#### 結果報告

専門職員が現場確認の結果を踏まえた**アドバイス**を行います。

- ◆ **転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防**のアドバイスを行います。
- ◆ **現場巡視における目の付け所**のアドバイスを行います。
- ◆ 災害の芽となる「危険源」を見つけ、**リスク低減の具体的方法**をお伝えします。

#### 労働災害防止団体 問い合わせ先

・中央労働災害防止協会	技術支援部業務調整課	03-3452-6366	(製造業等関係)
・建設業労働災害防止協会	技術管理部指導課	03-3453-0464	(建設業関係)
・陸上貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3455-3857	(陸上貨物運送事業関係)
・林業・木材製造業労働災害防止協会	教育支援課	03-3452-4981	(林業・木材製造業関係)
・港湾貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3452-7201	(港湾貨物運送事業関係)

### 労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣が認めた労働安全・労働衛生のスペシャリストです。事業者の求めに応じて事業場の安全衛生診断等を行います。

【問い合わせ先】 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会

電話：03-3453-7935 ホームページ：<https://www.jashcon.or.jp/contents/>

**有料**

## ⑤新たな化学物質規制の相談窓口

委託事業場HP  
QR 



**無料** 中小規模事業場のみなさまへ

# 労働安全衛生法に基づく 化学物質管理の相談窓口

ラベル・SDS・リスクアセスメントをはじめ、政省令改正による「新たな化学物質規制」に関する内容などのご質問にお答えします。

### 労働安全衛生法の関係政省令改正の主な概要

- ◇ 化学物質を製造・取扱う労働者への適切な保護具の使用
- ◇ ラベル・SDS・リスクアセスメント義務対象物質の大幅増加
- ◇ 労働者がばく露される程度を濃度基準値以下※1または最小限度※2にする義務
- ◇ 自律的な管理に向けた実施体制の確立

※1：濃度基準値設定物質が対象 ※2：※1以外のリスクアセスメント対象物が対象

### よくあるお問合せ

ラベル・SDS 関係	リスクアセスメント 関係	政省令改正 関係
<ul style="list-style-type: none"><li>・ラベルやSDSが必要になるのはどんな化学物質や化学品ですか</li><li>・ラベルやSDSの内容が分からないのですが</li><li>・秘密保持の場合の対応について</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・化学物質のリスクアセスメントはどのように行えばいいですか</li><li>・「CREATE-SIMPLE」の使用法</li><li>・リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか知りたい</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・新たな化学物質規制にはどのように対応すればいいですか</li><li>・特殊健康診断の実施頻度緩和とは何ですか</li><li>・濃度基準値以下の確認方法は</li></ul>

開設期間 令和7年5月19日～令和8年3月18日まで

受付時間 月～金 10:00～17:00

(12:00～13:00を除く / 土日祝日、国民の休日、年末年始を除く)

 **050-5577-4862**

 テクノヒルHPからお問合せフォームをご利用いただけます。   と検索ください。

\* 相談は無料ですが、通話料がかかります。

\* メールでのお問い合わせについては、内容に応じて電話でご回答になる場合がございますのでご了承ください。

# ⑥産業保健（健康診断・メンタルヘルス対策等）について相談したいときは



働く人の「こころ」と「からだ」の健康が  
会社の未来を明るくする！



## 産業保健スタッフ向けサービス

### 愛媛産業保健総合支援センター

愛媛産業保健総合支援センターでは、事業場で産業保健活動に携わる産業医、産業看護職、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などの方々に対して、産業保健研修や専門的な相談への対応などの支援を行っています。

#### 産業保健関係者に対する専門的研修等

産業医、保健師、看護師、衛生管理者等を対象として、産業保健に関する様々なテーマの研修を実施しています。研修スケジュールは愛媛産業保健総合支援センターホームページでご確認ください。  
※研修参加には事前の申込みが必要です。

#### 産業保健関係者からの専門的相談対応

産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス、労働衛生関係法令等に豊富な経験を有する専門スタッフが、産業保健に関する様々な問題について、窓口、電話、メール等でご相談に応じ、解決方法を助言しています。また、事業場の具体的な状況に応じた専門的な支援が必要な場合には、事業場を訪問する実地相談も実施しています。

#### メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援

メンタルヘルス対策に精通した専門スタッフが事業場に赴き、ストレスチェック制度の導入について具体的なアドバイスをするなど、職場のメンタルヘルス対策推進のための支援を行います。また、管理監督者や若年労働者を対象としたメンタルヘルス教育も実施しています。

#### 治療と職業生活の両立支援

治療中の労働者が就労を継続するために、事業場に対する支援を行います。特に「がん」などの疾病を抱える労働者を対象とした支援も実施しています。

#### 産業保健に関する情報提供・広報啓発

ホームページ、メールマガジン、情報誌を通じて、産業保健情報をお知らせしています。また、専門図書の出借等も行っています。  
※メールマガジン登録は、愛媛産業保健総合支援センターホームページをご覧ください。

#### 事業主・労働者に対する啓発セミナー

事業主を対象とした、職場における労働者の健康管理等の産業保健に関する啓発セミナーや、労働者を対象とした、労働者のメンタルヘルス、生活習慣病対策等のセミナーを実施しています。

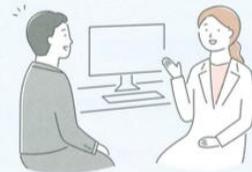
提供するサービスは **すべて無料です。**

## 地域産業保健センター

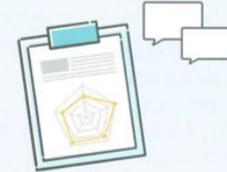
# 「地さんぽ」のご案内

地さんぽでは、労働者数**50人未満**の小規模事業場を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などを**無料**で実施しています。

健康診断の結果についての  
医師からの  
**意見聴取**



長時間労働者や  
高ストレス者に対する  
**面接指導**



労働者の「からだ」と「こころ」の  
健康管理に関わる  
**相談**

労働衛生工学等の  
専門家による  
**事業場訪問指導**

独立行政法人 労働者健康安全機構  
愛媛産業保健総合支援センター内

## 地域産業保健センター

(松山・四国中央・新居浜・今治・八幡浜・宇和島)



愛媛産業保健  
総合支援センターHP

# ⑦安全衛生管理計画書の提出について（依頼）

## 令和7年度安全衛生管理計画書

(コピーして使用して下さい。)

基本方針	事業場名	_____	代表者	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者
	所在地	_____				
	業種	_____	構内協力事業場数 _____ 社			
	労働者数 男 人 女 人 計 人	_____	派遣労働者数 _____ 人			

重点施策	実施項目	前年度の評価	目標	年間スケジュール												備考
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
令和7年7月31日までに松山監督署まで提出をお願いします。																

自社の実施可能な計画を作成の上、令和7年7月31日までに、所轄労働基準監督署に提出して下さい。(本様式は愛媛労働局ホームページに掲載しています。)

### 新たな化学物質規制に関する「アンケート」のお願いについて

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれます。近年、全国的に見て、化学物質を原因とする労働災害が多く発生しており、更にはがん等の遅発性疾患の発症も後を絶たない状況にあります。このような状況を踏まえ、厚生労働省としては、適正な化学物質管理のため、令和4、5年に労働安全衛生法令を順次改正してきたところです。この度、愛媛労働局管内における、改正内容の周知状況を確認するため、「アンケート」にご協力をお願いします。



【リンクURL】  
<https://forms.office.com/r/bnzrIRz5pN?origin=iprLink>



【QRコード】  
 ここにアクセスし、アンケート及び資料をご覧ください。

下記の①から⑫までの詳細については、標記QRコードにアクセスしていただきリーフレット等の内容等についてご確認ください。

- ①リーフレット「新たな化学物質規制が導入されます」
- ②リーフレット「労働安全衛生法の新たな化学物質規制(概要)」
- ③リーフレット「皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル(概要)」
- ④化学物質対策に関するQ&A(ラベル・SDS関係:令和6年2月28日更新)
- ⑤化学物質対策に関するQ&A(リスクアセスメント関係:令和6年2月28日更新)
- ⑥リスクアセスメント対象物(表示・通知対象物質)一覧(896物質:令和6年4月1日現在)
- ⑦濃度基準値設定物質等の一覧(179物質:令和6年5月8日現在)
- ⑧濃度基準告示及びその適用方法等に関する技術上の指針関係
- ⑨皮膚等障害化学物質一覧(令和6年4月1日現在)
- ⑩がん原性物質(令和6年4月1日適用分)
- ⑪リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドライン
- ⑫化学物質のリスクアセスメント支援ツール(職場のあんぜんサイト:化学物質情報)
- ⑬その他の化学物質対策に関する情報(職場のあんぜんサイト:化学物質情報)

※ご不明な点がございましたら、愛媛労働局労働基準部健康安全課までお問い合わせください。  
 連絡先 〒790-8538 松山市若草町4-3松山若草合同庁舎5階  
 電話: 089-935-5204



厚生労働省  
**愛媛労働局**



様式掲載ページへ



★様式掲載のURL：[https://jsite.mhlw.go.jp/ehime-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/anzen\\_eisei\\_yousikikankei.html](https://jsite.mhlw.go.jp/ehime-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen_eisei_yousikikankei.html)

# 目次

(1) 松山第14次労働災害防止計画の進捗状況

(2) 安全衛生行政に係るトピックス

(3) まとめ

# まとめ①

「労働安全衛生法等の法令で規制されていない  
=安全」ではない

「労働災害が発生していない=安全」ではない

⇒安全かどうかは、  
リスクアセスメントの結果で判断する！

リスクアセスメントは  
安全衛生活動の重要ツール



その「リスクアセスメント」とは、

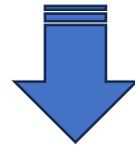
リスクの大きさが許容可能か否か（安全か危険か）を判断すること

⇒言い換えれば、

リスクアセスメントをしなければ安全かどうか判断できない。

## まとめ②

安全は、もともと「ある」ものではなく、  
人が「作り上げる」ものである。



そうであるならば、



「安全は当たり前」な状態でなく、  
危険が「普通」で、安全は「特殊」と考えるべき

安全・安心な職場づくりには「安全衛生活動」が重要！

## 安全衛生活動の定着に近道はありません！

コツコツと日々の安全衛生活動を継続して習慣化することが重要です。

真の『安全』を目指すために、  
『災害ゼロ』から『危険ゼロ』  
の取り組みをお願いします。



ご静聴ありがとうございました。